

平成 17 年 10 月 28 日制定

平成 19 年 11 月 10 日一部改定

平成 28 年 10 月 8 日一部改定

日本音楽教育学会国際交流委員会規定

第1条 学会会則第 14 条 6 項にもとづき国際交流委員会（以下委員会）をおく。

第2条 この委員会は、以下の事項をとり扱う。

- (1) 音楽教育に関する外国の資料、研究物の蒐集
- (2) 外国の音楽教育関係学会との資料、研究物の交換
- (3) 外国の音楽教育関係学会との研究交流
- (4) その他、国際交流の目的達成のために必要な事項

第3条 委員会は、会員の中から選ばれた下記 5 名の委員をもって構成する。

- (1) 本学会の専門研究分野を考慮して、理事会が推薦する委員 4 名
- (2) 理事の互選による委員 1 名

第4条 委員は任期を、2 年とし、原則として連続 2 期を越えないものとする。

第5条 委員会に委員長および副委員長各 1 名をおき、委員の中からそれぞれ互選する。委員長は委員会を招集し、その議長となる。副委員長は委員長を補佐し、必要に応じてその職務を代行する。

第6条 委員会は、毎年 1 回以上全委員による会議を開き、国際交流に関する事項について協議決定する。

附 則

この規定は、平成28年10月8日から実施する。